

事業評価における見直し事業一覧(平成26年度)

見直し区分(予定を含む)

拡大: 主に事業費の拡大を伴うもの

縮小: 主に事業費の縮小を伴うもの

廃止・終了: 事業の廃止終了(統合を含む)を伴うもの

改善: 上記以外の見直しを伴うもの

事業名称	事業の取組方針(概要)	見直し(予定)
1 市民討議会の運営支援	宇都宮青年会議所主催のもと、市民討議会を開催し、行政に声を届ける機会の少なかつた市民の参画を促し、まちづくりにおける意識の変革をもたらすという事業の主旨に対して、一定の成果を得ることができたことから、青年会議所の事業見直しに伴い、現行形式による市民討議会は平成25年度で終了する。今後の事業については、適宜、青年会議所と協議をしながら検討を行う。	廃止・終了
2 行政評価システムの推進	平成26年度から、市民満足度の推移や主要な施策の進捗状況を含めた総合評価の実施により、評価結果の更なる客観性の向上を図るとともに、「日本一施策事業」との連携等によって、総合計画実施計画等へのつながりを強化していく。	改善
3 交通戦略の推進	バス路線新設やJR岡本駅周辺整備等の重点施策事業を推進するとともに、短期的施策事業の実施期間(H24~H26年度)終了に伴う施策事業の見直しを行う。特に、LRTの整備及び関連するバスネットワークの再編やICカードの導入等の中期的施策事業の具体化を図るため、「新交通システム事業化計画」等を踏まえた新短期的施策事業への設定等を見直しを図る。	改善
4 生活バス路線の維持	引き続き国・県と協調し赤字バス路線に対する補助を行うとともに、平成25年度に見直した市単独補助制度の効果検証を行い、将来の公共交通ネットワークの構築やバス路線新設社会実験の状況も見極めながら、効果的かつ効率的な支援のあり方を検討する。また、バス事業者と連携した利用促進策について検討していく。	改善
5 地域内交通運行支援事業	持続可能な運行や更なる利便性向上に向けて、専門家による運行診断や利用促進策に対する補助制度を効果的に活用し、隣接地区間の連携などによる運行の効率化や利用促進を図っていくとともに、料金体系や目的施設設定の考え方の再整理を行っていく。また、今後とも未導入地区における早期導入に向けた支援を行っていく。	改善
6 公共交通利用促進事業	・社会実験実施路線の自主運行への円滑な移行に向けて、効果的・効率的な運行計画の改善を図るとともに、社会実験終了後の方向性について検討する。また、新たなバス路線新設社会実験の実施に向けて、沿線自治会やバス事業者と調整の上、準備を進める。 ・市民、交通事業者と連携しながら、バス路線新設や転入等の「ライフステージの節目」などを捉えた利用促進策を実施するとともに、広報紙を活用するなど、全市民的な情報発信により利用促進を図っていく。	改善
7 前納奨励事業(市税の納期前納付報奨金)	平成27年度から事業の廃止を決定していることから、平成26年度には市民への十分な周知広報を行っていく。	廃止・終了
8 上河内地区体育祭等交付金	平成25年度で交付金を廃止し、平成26年度から地域の自己負担でまちづくり協議会が実施していく。今後は、まちづくり協議会に設置した体育祭実行委員会等を支援し、新しい地域主体によるまちづくり事業として、継続的な開催に向けた運営を図っていく。	廃止・終了
9 上河内サマーフェスティバル交付金	平成25年度で交付金を廃止し、平成26年度から地域負担により、住民自ら企画運営する住民参加型の上河内ふれあいまつりが開催される予定である。	廃止・終了
10 上河内産業祭交付金	平成25年度で交付金を廃止し、平成26年度から地域負担により、住民自ら企画運営する住民参加型の上河内ふれあいまつりが開催される予定である。	廃止・終了
11 河内地区体育祭交付金	地域の主体的な運営事業となったことにより、平成25年度で廃止とする。	廃止・終了
12 かわちハートフル運動会交付金	地域の主体的な運営事業となったことにより、平成25年度で廃止とする。	廃止・終了

	事業名称	事業の取組方針(概要)	見直し(予定)
13	宇都宮歩け歩け大会実行委員会交付金	・平成26年度から組織一体化(市民憲章推進協議会,市民の日実行委員会,歩け歩け大会実行委員会)により,市民憲章推進協議会の事業として実施する。 ・今後は,地域活動団体,NPO,企業等と連携を図りながら,郷土愛とコミュニティ意識を高めていく。	廃止・終了
14	市民の日実行委員会交付金	・平成26年度から組織一体化(市民憲章推進協議会,市民の日実行委員会,歩け歩け大会実行委員会)により,市民憲章推進協議会の事業として実施する。 ・今後は,まちづくりへの市民参加促進を図るとともに,郷土愛とコミュニティ意識を高めるため,「宇都宮市民の日」の事業を通じた普及啓発を行っていく。	廃止・終了
15	市民憲章推進協議会補助金	市民憲章に掲げる「明るく,楽しく,美しいまちづくり」の実現に向け,市民憲章の普及啓発をより一層推進していくとともに,組織一体化による効果的・効率的な組織運営を図っていく。	改善
16	協働の地域づくり補助金	・各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し,地域の特性や地域の力を十分生かし,地域が主体的に取り組めるよう,補助金の活用や事業展開のアドバイス,地域間のコーディネートなどを支援していく。 ・地域のまちづくりが,より計画的,効果的に推進できるよう,「地域まちづくり計画」の策定やそれらの具現化のための支援を行うとともに,地域が活用しやすい補助制度の検討を進める。 ・平成26年度から地域事務局の機能強化に係る予算を拡充する。	拡大
17	地域集会所等建設推進事業補助金	・自治会の活動拠点の整備を進めるため,自治会からのニーズに対し,補助していく。 ・平成26年度から地域集会所の建設費および家賃補助に係る予算を拡充する。	拡大
18	自治会や地域まちづくり組織の支援	・市民が主役のまちづくりを推進するため,地域の絆づくりの上で不可欠な存在である自治会活動を表彰する。 ・地域まちづくり計画の策定促進を図るため,研修会を開催するなど支援を引き続き行っていく。 ・自治会への加入促進や活動の活性化が急務であることから,平成26年度から自治会活性化の取組に係る予算を拡充する。	拡大
19	交通安全母の会補助金	地域での交通安全活動や新入学児童への交通安全パンフレット配布など,交通安全啓発活動を計画通りに実施することができたが,交通安全母の会連合会への加入地区が減少しており,活動内容を含めて,他団体との統合など見直しの検討を進める。	縮小
20	DV対策推進事業	・配偶者からの暴力を未然に防止するためには,若年層からの意識啓発が重要であることから,中学生以上を対象に,DV・デートDV防止啓発出前講座や啓発パンフレットの配布,街頭キャンペーン等の事業に取り組む。 ・一時保護などの危機的状況を脱したDV被害者と同伴家族の心身回復や早期自立を図るため,心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施する。 ・虐待等に係る関係機関等との連携強化を図るため,平成26年度から「虐待・DV対策連携会議」を設置・開催し,一体的に取り組んでいく。また,被害者が抱える個々の事案に対応するため,多様な相談体制の検討を進めていく。	拡大
21	高齢者地域活動実践塾の設置	平成25年度で事業を終了し,高齢者等地域活動支援ポイント事業により支援を行う。	廃止・終了
22	高齢者外出支援事業	高齢者の外出を支援するために,引き続き,制度の周知に努めるとともに,地域内交通の整備状況に合わせ,利用者の選択肢の拡大を図りながら事業を実施する。	拡大
23	長寿祝記念品贈呈事業	社会状況の変化や高齢者のニーズを踏まえ,必要なサービスが提供できるよう,事業内容の見直しを検討する。	改善
24	日常生活用具給付貸与事業	事業の目的や高齢者のニーズを踏まえ,事業内容の見直しを検討する。	改善
25	老人福祉電話の設置	日常生活用具の給付貸与事業における類似事業との整理・統合を進めながら,適切に事業を実施する。	縮小
26	ねんりんピック栃木2014開催準備	本大会の開催に向け,リハーサル大会や先催市の視察結果などを踏まえながら,高齢者を中心に,あらゆる世代の人たちが楽しみ,交流を深める祭典となるよう,市民の大会参加意欲の高揚と健康づくりに対する意識を高めるとともに,市民の大会機運の醸成を図り,市,関係機関・団体,市民が一丸となって円滑な大会運営に取り組む。	拡大
27	コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを支援するため,引き続き手話通訳及び要約筆記者を派遣する。また,盲ろう者に対する通訳・介助員の派遣については,平成26年度から新たに市の事業として実施する。	拡大

事業名称	事業の取組方針(概要)	見直し(予定)
28 奉仕員養成事業	聴覚・視覚障がい者のコミュニケーションを支援する人材を育成するため、引き続き手話・点訳・音訳・要約筆記の奉仕員養成講座を開催する。また、盲ろう者に対する通訳・介助員の養成については、平成26年度から新たに市の事業として実施する。	拡大
29 障がい者交通費助成事業	知的障がい者及び精神障がい者の自立と社会参加を促進するため、引き続き、電車やバス等の交通費の一部を助成する。今後は、より利用者ニーズに即した適正なサービスとなるよう見直しを検討していく。	改善
30 重度障がい者タクシー料金助成事業(扶助費)	公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者の自立と社会参加を促進するため、引き続き、タクシー料金の一部を助成する。また、タクシーを利用しない(できない)障がい者もいることから、他のサービスなども含め、より適正なサービスとなるよう見直しを検討していく。	改善
31 障がい者週間啓発事業	市民の障がいへの理解を深めるため、引き続き、「障がい者週間」における啓発事業を実施する。また、「障害者差別解消法」の成立に伴い、障がいへの理解促進や合理的配慮の提供が求められていることから、障がい者週間における、より効果的な活動内容を検討する。	改善
32 盲導犬ふれあい教室	小学生が盲導犬とのふれあいを通じて、障がいへの理解を深められるよう、引き続き、小中学校と連携してより効果的な啓発となるよう見直ししながら、事業を実施する。	改善
33 障がい者生活支援事業	障がいの種別に関わらず、いつでも身近な場所で適切な相談支援を受けられるよう、引き続き、地域における相談支援体制の充実を図りながら事業を実施する。今後は、相談支援の中核機能を有する基幹相談支援センターの設置等を含めた総合的な相談体制について見直しを図る。	改善
34 配食サービス事業	平成18年度から介護保険サービスに移行する期間の経過措置として実施してきたが、利用者の移行が終了したことから、平成25年度で事業を廃止する。	廃止・終了
35 移動支援事業	障がい者(児)の地域生活における自立や社会活動を促進するため、引き続き、外出時の付き添いなどの支援事業を実施する。今後は、より利用者ニーズに即した適正なサービスとなるよう見直しを検討していく。	改善
36 特定健康診査等事業	・被保険者の健康の保持増進と中長期的な医療費の適正化を図るため、特定健康診査の巡回健診や、特定保健指導利用券の即時発行、特定保健指導実施機関数の拡大などの各種取組を展開しているが、特定健康診査・特定保健指導ともに受診率が低いことから、今後とも、受診しやすい環境整備に努め、受診率の向上を図る。 ・また、今後、生活習慣病の重症化予防や多受診・重複受診の適正化に向け、医療・健診データ等の分析に基づく保健指導に取り組む。	拡大
37 地域療養支援体制整備事業	医療と介護・福祉が連携し、住み慣れた地域での療養を支援する体制を検討・整備するため、宇都宮市地域療養支援体制検討会議を設置し、多職種間の「お互いの顔が見える関係」を構築し、研修会などを通じて共通認識を持ち、療養支援体制の整備を進める。	拡大
38 歯科健診	歯周病疾患を早期に発見するため、歯科健診を実施しているが、40代において、既に歯周病に罹患している割合が全国よりも高いことから、歯科健診の年齢を30歳・35歳に拡大するとともに、歯周病の知識と健診の必要性について市民の周知啓発に努めていく。	拡大
39 在宅歯科診療	在宅歯科診療については、申込みから歯科診療までに時間を要することや、直接かかりつけ歯科医院に連絡し、歯科診療を受けている実態も多くみられたことから、本事業は平成25年度で廃止した。今後は、市歯科医師会が実施する訪問歯科診療の周知啓発を行っていく。	廃止・終了
40 ふれあいのある家庭づくり事業の推進	イベント広報紙等を活用した効果的な「家庭の日」周知啓発を行うほか、新たな取組として、作品コンクールの企業特別賞を創設するなど、積極的に企業との連携を図ることにより、市民総ぐるみでのふれあいのある家庭づくり事業を推進する。	改善
41 青少年の居場所づくり事業の推進	・居場所の設置促進に向け、多様な媒体を活用した効果的な広報を行い、事業の周知の強化を図るとともに、見守り役となる地域の人材発掘・育成を行う。 ・また、より居場所を必要とされる中高生世代のニーズに合った居場所づくりを推進するため、青少年活動センターのロビーワークを中心に、中高生をターゲットとした居場所づくりをモデル的に取り組み、ノウハウのマニュアル化を進め、中高生の居場所づくりへの支援方策を具体化していく。	改善
42 母子家庭等援護費支給(扶助費)	ひとり親家庭に対して、現金給付の効果に係る検証を踏まえた上で、自立に向けた有効な支援策を検討する。	改善

	事業名称	事業の取組方針(概要)	見直し(予定)
43	母子家庭等への入学祝金の支給(扶助費)	ひとり親家庭に対して、現金給付の効果に係る検証を踏まえた上で、自立に向けた有効な支援策を検討する。	改善
44	遺児手当(扶助費)	ひとり親家庭に対して、現金給付の効果に係る検証を踏まえた上で、自立に向けた有効な支援策を検討する。	改善
45	児童福祉手当(扶助費)	ひとり親家庭に対して、現金給付の効果に係る検証を踏まえた上で、自立に向けた有効な支援策を検討する。	改善
46	事業所内保育施設設置助成事業	「子ども・子育て支援新制度」の動向や国の補助要件の緩和を受け検討した結果、平成26年度から新たに民間育児施設整備事業を実施することとし、当該補助事業は平成25年度で廃止した。	廃止・終了
47	乳幼児発達健診事業	市の医師会や関係者と調整しながら、障がい児診療検査事業との統合に向けて検討を進めていく。	廃止・終了
48	リハビリテーション相談	医療機関や高齢者・障がい者の相談機関が整備され、相談支援体制が整ってきたことから、平成25年度で事業を終了する。	廃止・終了
49	再生可能エネルギーの利活用の推進(住宅用太陽光発電システム設置費補助金)	再生可能エネルギーは、国の計画等において温室効果ガスを排出しない、重要な地産地消エネルギー源として位置づけられており、導入拡大を図るため、平成26年度の住宅用太陽光発電システム設置費補助については、設備設置価格の低下を踏まえて補助単価を見直した上で、補助予定件数を拡大するとともに、市民が補助を利用しやすいよう申請手続きの簡素化を図る。	拡大
50	大気汚染調査の実施	・有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況を把握するために、継続的に監視していく。 ・また、委託業務をアスベスト一般大気環境調査と一本化することで事務の効率化を図っていく。	改善
51	アスベスト監視	大気中のアスベスト濃度を把握するために、継続的に監視していく。また、委託業務を有害大気汚染物質調査と一本化することで事務の効率化を図っていく。	改善
52	騒音振動調査	・騒音に係る環境基準等の達成状況を把握するために、航空機騒音については、法改正に基づく評価指標の変更(WECPNL→Lden)に対応した測定機器の整備が完了しており、今後も継続的に監視していく。 ・また、自動車騒音及び東北新幹線騒音・振動についても継続的に監視するとともに、両委託業務を一本化し、事務の効率化を図っていく。	改善
53	使用済小型家電資源化事業	平成25年度は回収品目を拡大し、前年度の約1.4倍の台数を回収することができた。今後も、小型家電リサイクルの更なる推進を図るため、環境省の支援制度を活用し、回収品目や回収拠点の拡大を図りながら、効果的・効率的な回収体制を構築していくとともに、自治会講習会や広報紙などあらゆる機会を通じて、周知啓発活動を展開し、市民の資源化意識の醸成を図る。	拡大
54	産学連携推進事業共催負担金	より効果的・効率的な事業展開を図るため、本年度より、商工会議所が事務局である「うつのみや産学官連携推進ネットワーク」と本市が事務局となっている「うつのみや次世代産業イノベーション推進会議」を統合し、本事業を廃止・終了とする。	廃止・終了
55	地域産業情報化推進事業	市民や観光客の利便性向上、本市のイメージアップ、中心市街地の回遊性向上を目的に、来街者に対して地域資源情報を発信するシステムの利活用を促進するとともに、事業の自立運営に向けた運営主体の移管を進めていく。	廃止・終了
56	産業振興機能強化事業	企画・構想の段階から、事業化・拡大までの様々な段階に応じて支援をするため、産業政策課窓口において、中小企業診断士による相談窓口を開設しているが、10月から栃木県産業会館に宇都宮ベンチャーズが移転することに伴い、宇都宮ベンチャーズの経営指導のノウハウを活用することで当該機能を代替し、支援していく。	改善
57	宇都宮ベンチャーズ事業補助金	宇都宮ベンチャーズの機能拡充と、施設老朽化への対応として、支援機関が集積している栃木県産業会館に移転を行うことに合わせて、ソフト面においても、10年以上継続している各種事業(交流サロン、経営診断、セミナー等)について、時代の変化と起業トレンドにあわせた内容の見直し・拡充を図っていく。	拡大
58	勤労者福利厚生事業補助金	中小企業勤労者の福利厚生の向上に寄与するものであるが、労働組合を経由する以外の事業方策についても検討する必要がある。補助額については、交付団体間の格差是正のため、構成人数に応じた額になるよう、宇都宮地区労働組合会議への交付額を平成24年度からの5か年で縮小していくこととしている。	縮小

	事業名称	事業の取組方針(概要)	見直し(予定)
59	宇都宮地区労政協会事業負担金	当協会は、「労使関係の安定を図り、産業発展に役立つこと」を目的に設立され、これまで労働教育講座や労働関係資料の配付など、労使関係の安定及び産業の健全な発展に寄与してきたところであるが、協会創設から50年以上が経過し、設立の目的が達成されたことから、平成25年度末をもって解散となった。なお、平成25年度は、前年度からの繰越金で事業を実施したことから、負担金の支出はなかった。	廃止・終了
60	中小企業福祉事業補助金	中小企業勤労者の福利厚生の上昇のため、当面これまでどおり毎年5%程度の減額を行いながら継続するが、交付先が限定されていることなどの課題があることから、当補助金の存廃を含めた検討が必要となっている。	縮小
61	立地企業等雇用奨励金	企業の立地・起業及び土地・設備の拡大は、雇用確保を図る上で有効な機会である。平成25年度は制度利用の実績がなかったことから、平成26年度は新たに非正規労働者の雇用も対象とし、より利用しやすいよう見直しを行い、引き続き実施する。	改善
62	雇用支援対策事業	求職者や新卒者の就職・再就職に結びつけるために有効な事業であるが、より効果的・効率的な事業とするため、これまで委託事業であったものを、平成26年度から本市が直接実施する手法へと見直し、内容の充実や開催回数を増などを図り、適宜改善を加えながら実施していく。	改善
63	資格取得講座の実施	雇用確保や非正規労働者から正規労働者へのより一層のステップアップを図るため、雇用情勢や求人企業等のニーズを踏まえた講座メニューの選定を行いながら、実施する。平成26年度は、就職に有利な講座(MOSワード)を追加し、2講座から3講座に拡大して実施していく。	拡大
64	被災者就農促進事業	・個別事業としては廃止するが、被災者支援の観点から、新規就農者支援事業など既存事業の中に入れ込む形で事業が継続できるよう検討する。 ・併せて、利用意向のある被災者の遺漏がないよう、様々な機会を捉えて制度の周知を図る。	改善
65	米粉利用促進事業	・市民が米粉にふれるきっかけをつくり、手軽に米粉が利用できるよう、「米の製粉機」を設置し、米粉普及事業を実施しているが、事業開始から5年が経過し、導入時に比べ米粉の消費や認知度は上がり、一般のスーパー等でも米粉の入手は容易となったことから、製粉機については平成26年10月末で廃止予定である。 ・米粉の消費拡大については、引き続き情報発信・周知を図っていく。	改善
66	宇都宮「食の街道」づくり推進事業補助金	・観光や歴史・文化など様々な地域資源を組み合わせた「食の街道」を活用し、シテセールスによる情報発信や地産地消、農商工連携を推進することにより、都市ブランドの向上を図る。 ・県内10の街道で構成する「とちぎ食の回廊」との連携を図りつつ、参加するイベント等は厳選し、県振興事務所と連携して推進する体制にしていく。	改善
67	うつのみやアグリファンクラブ推進事業補助金	情報発信の方法を従来のファンクラブ会員限定の情報紙の配布から民間情報誌(フリーペーパー)を活用して一般市民に提供する方法に変更することにより、広範囲の市民に対して、「食」や「農」に関する理解促進を図る。方法の変更に伴い、地産地消推進事業交付金に統合し、本事業補助金は平成25年度で廃止する。	廃止・終了
68	農地・水保全管理支払交付金(共同活動・向上活動)	農業資本、社会資本としての農地等の機能の維持・向上や農村環境の向上を図るため、農地・水保全管理支払交付金を平成25年度末に廃止され、新制度として多面的機能支払交付金制度が創設される。新制度では、農業者のみの組織で取組が可能となるため、市内の活動エリアの拡大を図っていく。	廃止・終了
69	鳥獣被害対策事業報償金	・捕獲者の高齢化や放射能による自家消費を控えているなど、捕獲意欲が低下している状況であることから、事業のPRを実施し、捕獲実績を上げ、個体数の調整に努める。 ・平成26年度より報償金額を成獣1頭あたり8千円、幼獣1頭当たり6千円に拡充し、被害軽減のため、捕獲者の意欲向上を図っていく。	拡大
70	若年夫婦世帯家賃補助事業	中心市街地の賑わい回復(若年層の人口回復や中心市街地人口の下げ止まり等)に一定の効果あげている。今後、一層の都心居住促進を図るため、平成26年度より、対象世帯を拡充し、補助金額・期間を見直すとともに、住宅取得補助制度を新たに創設するなど、都心居住推進策の総合的な展開に取り組んでいく。	拡大
71	住宅改修補助	・住み慣れた住宅の性能・機能を向上させることによる、良質な住宅ストックの形成に向け、引き続き事業に取り組む。 ・また、空き家の利活用促進を図るため、平成26年度から、今後居住予定の空き家住宅も補助対象住宅に拡充し、更なる制度利用促進を図る。	拡大
72	校舎大規模改造事業	校舎、体育館の耐震化完了を優先化しているため、平成27年度までは事業量を縮小し整備を推進するが、早急な施設老朽化への対応が必要であることから、適正時期に工事が実施できるよう、公共施設長寿命化計画との調整も含め、平成28年度以降の事業の進め方について検討していく。	改善

事業名称	事業の取組方針(概要)	見直し(予定)
73 教育用パソコン整備事業	これまでに整備したICTの基盤をより効率的、効果的に活用するとともに、ICTを活用した授業により児童生徒の学力向上が図られるよう、学校ICT化推進基本計画に基づき今後のあり方を検討していく。	改善
75 学力向上推進事業	本市学習内容定着度調査と全国学力・学習状況調査に、今年度新たにとちぎっ子学習状況調査を加え、これらを一体的に分析・活用することにより、これまでどおり小3から中3までの学力を十分に把握し、各学校の学習指導の工夫・改善を図っていく。また、児童生徒が基礎・基本を確実に身に付けられるよう、児童生徒一人一人の学習状況に応じた学習指導の充実や家庭学習の習慣化を図る。	改善
76 外国人児童生徒への日本語指導	日本語の習得状況に応じた指導体制に基づき、日常生活で最低限必要な会話から、授業中の説明や教科書の言葉などを理解するまでの日本語習得が図られており、外国人児童生徒への日本語指導について今後も推進していく。	改善
77 「小中一貫教育・地域学校園」の推進	平成24年度からの「小中一貫教育・地域学校園」は、全市でおおむね順調に実施されており、平成26年度もカリキュラムはもとより、乗り入れ授業などの諸取組の着実な実施を支援する。また、これまでの実践の検証を進め、平成27年度から本市の実情に応じた持続可能な制度となるよう見直しを行う。	改善
78 心の教育プロジェクト	「宮っ子心の教育表彰」に「教育長奨励賞」を新設し、認め励ます教育を推進するとともに、平成25年度に作成した指導事例集を活用し、教員研修の充実を図る。さらに、教員とのプロジェクトチームにより、ことわざ・格言集を作成し、「宮っ子心の教育」を一層推進していく。	拡大
79 いじめゼロ運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは大きな社会問題となっていることから、市いじめ防止基本方針に基づき、心を育む教育や児童生徒を主体とした取組の充実を図るなど、「いじめゼロ運動」を強化していく。 ・また、新たな組織を設置し、市及び教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめの問題を組織的に克服することを目指す。 	拡大
80 教職員ひらめき提案制度事業	これまでに多数の提案が寄せられ、広く全校に周知することで、職場環境等の改善が図られてきた。今後は平成25年度に策定した「児童生徒と向き合う時間の充実に向けた取組方針及び具体的方策」の取組の一環として、各学校の自主的な改善活動へ移行していく。	改善
81 交通事故防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校が警察等と連携して、年1回以上は交通安全教室を実施し、交通ルールやマナーに関する指導の徹底など交通安全教育の充実を図る。また、交通安全作文を募集し優秀な作品は表彰し交通安全に対する意識を高めていく。 ・平成26年度には、通学路交通安全のための取組の基本的な進め方をまとめた「交通安全プログラム」を策定し、スクールゾーンの設定や合同点検に取り組む。 	拡大
82 学校給食における食物アレルギー対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づきながら、学校・保護者・主治医が連携し、「除去食」や「代替食」などの食物アレルギー対応食を可能な限り学校給食で提供する。 ・急性アレルギー症状を発症する可能性があるために医師からアドレナリン自己注射薬を処方されている児童生徒が、アナフィラキシーショック（急性症状）を発症した場合に適切に対応できるよう、教職員の連携体制をさらに強化するとともに、対応マニュアルの改善を検討する。 	改善
83 生涯学習コーディネーター養成事業	地域教育の推進役を担う生涯学習コーディネーターの養成は重要であることから、講座修了生がより自立的な活動ができるようになるための各種支援とともに、コーディネーターの活動の場の拡大などが図れるよう制度の見直しを行う。	改善
84 家庭の教育力向上事業の推進	家庭や地域における教育力の低下が憂慮される中、家庭教育支援の柱である親学の推進は非常に重要である。今後も親学出前講座や親学情報誌の発行、家庭教育に関する啓発事業などを実施するとともに、講座に参加しない親に対しても周知を図るため、市PTA連合会等との連携強化や中心市街地などの不特定多数の保護者が集まる場にも出向き、親学講座を実施していく。また、8月には、著名な講師を招いての「講演会」を開催し、全市的に親学の浸透を図る。	改善
85 生涯学習情報提供事業	市民の主体的な生涯学習活動を推進するとともに、学んだ成果を講師として活かしたい人材を支援する重要な事業であり、より多くの正確な最新情報の収集・提供に努め、地域活動や地域教育の推進に資するとともに、従来の講師情報や講座情報等に加え、地域活動において「求める人」と「活動したい人」を結び付ける、新たな「人材バンク」情報を付加したシステム更新など、提供する情報・機能の充実を図る。	改善
86 うつのみや百人一首市民大会交付金	本市の文化資源である「百人一首」を活用し、地域の活性化に寄与するとともに、本市のブランドとしてまちづくりに活用するため、百人一首普及事業を実施する。また、市民大会が20回を迎えることから、ブランド力の更なる向上を図るため、競技かるたの公式戦を開催し、「百人一首」を宇都宮の歴史を発信するツールとして活用し、本市の文化資源を市内外にPRする。	改善

事業名称	事業の取組方針(概要)	見直し (予定)
87 宇都宮伝統文化継承事業	本市の伝統文化の周知, 継承及び伝承者の育成を図るため, 伝統文化連絡協議会と連携をして伝統文化フェスティバルなど発表の場の確保に努めるとともに, 城址まつりとの共同開催により集客力の向上を図る。また, 子どもたちに対する「宮っ子伝統文化体験教室」や「ふるさと遊び塾」などの開催により, 継承事業の周知・啓発に取り組み, 後継者を育成するための支援を行う。	改善
88 文化財周知啓発事業	市民共有の財産である指定文化財の保存・活用を推進し, 市民の宇都宮に対する愛着や歴史認識を高めるため, 百人一首公式戦に合わせ, 新たに百人一首ウォークラリーを実施する。また, 文化財展示施設や収蔵整理施設の活用・整備に関する検討を進める。1 学校 1 文化財保護活動推進のため, 地域に所在する文化財の周知啓発を図る。	改善
89 教育情報システム事業	情報社会を生き抜くため, 児童生徒の情報活用能力や情報モラルを育成することや, 確かな学力を身に付けるために授業で I C T を活用していくことは有効であることから, 教職員への研修や学校の I C T 化を推進するとともに, 大型タブレットを活用した授業についてモデル事業を実施する。	拡大